

2017（平成29）年9月14日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
検討委員長 長田 淳 様

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目1番20号
虎ノ門実業会館6階 露木・赤澤法律事務所
電 話 03-5251-5211
FAX 03-5251-5212

株式会社アプラス代理人

弁護士 露木 琢磨

弁護士 小林 聡

当職らは、株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴団体より当社宛てにいただきました、2017（平成29）年9月1日付「お問合せ」につきまして、以下のとおりご回答申し上げます。

1 ご質問事項①について

(1) ご質問事項①の内容

異議を述べた会員については期間の制限なく本件規約新27条適用前に遡って従前どおりの取扱いに戻すということによいのでしょうか。

(2) 回答

異議を述べた会員については期間の制限なく本件規約新27条適用前に遡って従前どおりの取扱いに戻す対応を行います。

2 ご質問事項②について

(1) ご質問事項②の内容

本件変更のような規約変更は貴社の「アプラスTカード」についてのみであり、今後同趣旨の変更が貴社の他のクレジットについて行う予定はないと理解してよろしいでしょうか。

(2) 回答

規約変更により、既存会員について「元利定額返済残高スライドリボルビング払い」への変更を行ったのは「アプラスTカード（当社では「Tカード プラス（TSUTAYA 発行）」と呼称しています。）」のみであり、今後他のクレジットカードについて同趣旨の変更を行う予定はございません。当社は、今後も、これまでと同様に、民法及び消費者契約法等の関係諸法令の趣旨に違反するような会員規約の変更は行いません。

以 上